

「都市計画法第34条第2号」の運用基準

(平成12年4月1日施行)

「都市計画法第34条第2号」に規定する市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源その他の資源の有効な利用上必要な建築物又は第1種特定工作物とは、次の各項に該当するものとする。

- 1 申請建築物等が次のいずれかに該当する建築物又は第1種特定工作物であること。
 - (1) 市街化調整区域内に存する鉱物資源の採掘選鉱及びこれと密接不可分な加工のための施設であること。
 - (2) 市街化調整区域内に存する観光資源の有効な利用上必要な展望台、宿泊、休憩施設であること。
 - (3) 水資源の利用のため必要な取水、導水、利水施設であること。
- 2 当該土地は、鉱物資源、観光資源その他の資源が存する市街化調整区域内で、当該土地に立地する合理的な理由があること。
- 3 申請建築物等は周辺の自然環境と調和するものであること。
- 4 当該土地が農地である場合は、農地転用の許可が受けられるものであること。